

教育実習の出願について

高松第一高等学校

1. 教育実習生の資格・条件

- (1) 原則として本校の卒業生であること。
- (2) 教員としての資質が認められること。
- (3) 将来教員になる意志が強いこと。
- (4) 本校の指定する期間に実習が可能であること。

2. 出願手続き

- (1) 申し込み時期は、原則として実習を希望する前年の4月1日以降、6月30日までとする。
- (2) 本人が来校し、教頭に申し出て「教育実習許可願い」の交付を受ける。
- (3) 所定の用紙に必要事項を記入し、教頭に提出する。

3. 実習期間・受け入れ人数

- (1) 実施時期は5月（5月下旬～6月初旬）を原則とするが特別の事情があれば10月に実施することができる。
- (2) 実施期間は原則として2週間とするが、特別の事情があれば、3週間まで認めることができる。
- (3) 上記以外の希望がある場合は、関係職員で審議し、校長が決定する。
- (4) 受け入れ人数は、教科の可能な範囲とする。

4. 諾否について

- (1) 「許可願い」の提出された者に対して、関係教科・職員で審議し、校長が決定する。
- (2) 出願した者に対しては、7月上旬までに諾否を連絡する。
- (3) 内諾を得た者は、所属大学からの依頼書を校長に提出する。

5. その他

実習生は、実習開始前の指定する日に来校し、実習期間中の必要事項について指導・助言を受けること。